

公有財産売却一般競争入札説明書

吉田町が有する公有財産の売却について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、希望される方は、公有財産売却に係る「吉田町インターネット公有財産売却ガイドライン」、「公有財産売却一般競争入札説明書」、「入札公告」の各条項を熟覧し、これらに全て承知の上下見会にて売却物件を確認し、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムにより入札に参加してください。

1 売却の物件

- (1) 物件名称 消防積載自動車 1台（第3分団旧消防積載車）
- (2) 予定価格 50,000円

2 入札参加資格

次の事項に該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」といいます。）に該当する者。法人にあっては、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいいます）が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条による観察処分を受ける団体及びその関係者
- (4) 当物件を公序良俗に反する用途に供しようとする者
- (5) 日本語を完全に理解できない者
- (6) 吉田町が定めるガイドライン及びK S Iオークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (7) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者
- (8) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない者。ただし、代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。

3 売却車両の下見会について

入札の対象となる物件の下見会を以下のとおり実施します。参加希望者は開催日前日（土・日祝日除く）までに電話にて申込みが必要です。電話の受付時間は9時から17時までとし、希望者がいない場合は中止とします。

(1) 日 時 令和7年11月11日（火）から令和7年11月14日（金）まで

13時から15時まで

(2) 場 所 静岡県榛原郡吉田町神戸2167番地2

吉田町消防団第4分団詰所

(3) 申込先 吉田町役場防災課地域安全部門

TEL 0548-33-2134

※ 売却車両の試乗はできません。

4 入札方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムにより参加申込み及び入札を行ってください。

(1) 参加申込み

システムにより参加申込みを行った後、吉田町において参加申込みの審査をした上で、参加申込みを受理します。参加申込み期間は、令和7年10月31日（金）13時から令和7年11月17日（火）14時までです。

(2) 入札

システム上で1回のみ入札可能です。入札価格の変更や取り消しはできませんので注意してください。入札期間は令和7年12月2日（火）13時から令和7年12月9日（火）13時までです。落札者が入札した金額を売却の決定金額（消費税相当額、自動車リサイクル料金を含む）とします。

5 入札保証金

(1) 入札保証金は、予定価格（最低売却価格）の10分の1を納付してください。

(2) 入札保証金の納付方法はクレジットカード支払いです。

(3) 参加申込み者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

6 無効となる入札

次に掲げる事項に該当する場合は、その者の入札は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が入札した場合
- (2) 入札者が同一物件に対し2回以上の入札をした場合
- (3) その他、入札に関する指示事項に違反した場合

7 落札者の決定

- (1) 予定価格以上の金額で、最高の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とします。
- (2) 最高の価格が2人以上ある時は、インターネット公有財産売却システムによるくじ（自動抽選）で決定します。
- (3) 落札者には、直接、吉田町から連絡します。それ以外の参加者に対しては連絡いたしません。
- (4) 落札者の決定が何らかの事由により取り消された場合は、当該物件の落札者はなしとなります。

8 契約の締結等

- (1) 契約は、吉田町から入札の通知を受けた後、10日以内に締結していただきます。
- (2) 契約保証金は、契約金額の10分の1を納付してください。ただし、入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。
- (3) 契約の締結に当たっては、契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有するものとします。
- (4) 落札者は以下の書類を提出してください。

ア 個人の場合	住民票の写し	1 通
	印鑑登録証明書	1 通
	暴力団排除に関する誓約書及び照会同意書	1 通
	契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書	1 通
イ 法人の場合	履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書	1 通
	印鑑登録証明書	1 通
	暴力団排除に関する誓約書及び照会同意書	1 通
	役員等名簿	1 通
ウ 代理人の場合	契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書	1 通
	アイに準じた委任者、代理者双方の証明書	各 1 通
	委任状	1 通

- ・ 住民票、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書は発行後3か月以内のもの（コピー可）を提出してください。

- ・ 印鑑登録証明書は発行後 3 か月以内の原本を提出してください。
- ・ 暴力団排除に関する誓約書及び照会同意書、役員等名簿、委任状、契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書は吉田町ホームページからダウンロードし、記入、押印し提出してください。

9 売払代金の納入について

売払代金のうち、契約保証金を差し引いた残金は、令和 7 年 1 2 月 2 3 日（火）までに吉田町が指定する口座に振り込んでください。

10 入札物件の引き渡し日時及び場所等

- (1) 契約代金の納入を確認した後、吉田町と日時を調整の上、「静岡県榛原郡吉田町神戸 2 1 6 7 番地の 2 吉田町消防団第 4 分団詰所」で現状のまま引き渡しをします。
- (2) 引き渡しに掛かる費用は落札者の負担となります。また引き渡し後に車両に係る故障等が見つかった場合は、吉田町は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 「吉田町消防団」表示の抹消、回転灯、サイレン等の取り外し、一時抹消登録の手続は既に完了しております。
再度、公道を走行する場合、再登録や改造が必要となる場合がございます。
その際、費用が発生する場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 吉田町は車両の輸送等を行いません。必要な場合は、落札者が手配してください。

11 その他

記載のない事項については、吉田町と協議の上決定します。

12 問い合わせ先及び書類提出先

〒 4 2 1 - 0 3 9 5

静岡県榛原郡吉田町住吉 8 7 番地

吉田町役場防災課 地域安全部門

電話番号 0 5 4 8 - 3 3 - 2 1 3 4

FAX 番号 0 5 4 8 - 3 2 - 6 1 2 1